

「遠方からで管理できない」「売却したくてもどうしてよいかわからない」など

空家

空き地

を



そのままにしていますか？

「空家等対策の推進に関する条例」が
施行されました。

※その他市町村でも順次施行されています

特定空き家とは？

更地のままだと固定資産税は
宅地の6倍になっている

土地価格が下がる前に
売却する方がお得？

草刈りなどの管理費軽減

固定資産税対策

解体費用がどのくらい掛かるか
知りたいがどこに見積りを頼めば...

特定空き家に指定されると、住宅用地の
固定資産税軽減措置特例 (1/6) の対象から外れる！？

【お困りの案件がございましたらお気軽にご相談ください】

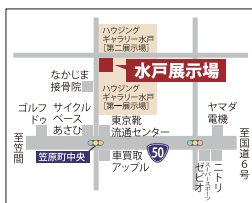
【相談ご予約はこちら】 ・お電話から ☎0120-756-301 ・インターネットから QRコードより 予約ページへ ⇒⇒⇒

水戸展示場

〒310-0852
茨城県水戸市笠原町561-1
読売ハウジングギャラリー水戸内
☎ 029 (240) 3411



ナビで検索 47040391*02



ひたちなか展示場

〒312-0058
茨城県ひたちなか市
西光地2-16-1
☎ 029 (297) 9801



ナビで検索 47289393*28

